

平成 25 年 2 月

お客様 各位

新栄信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末をもって期限を迎えます。

しんえいは期限到来後も従来と変わらず、全役職員をあげて地域金融の円滑化に努めてまいります。

記

1. しんえいは、お客様からのご融資条件の変更等のお申し出があった場合は、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、できる限り対応すべく親身になって取り組んでまいります。
また、引き続き関係する金融機関と十分連携を図りながら、ご融資条件の変更や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. しんえいは、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営課題や問題点に応じた最適な解決法を、お客様の立場に立って提案してまいります。
同時に、必要に応じて外部専門家との連携を図り、支援の強化に努めてまいります。
3. しんえいは住宅ローンをご利用頂いているお客様からの、ご融資条件の変更等のご相談に対しても、従来どおり親身になって取り組んでまいります。「もう少しゆとりのある返済にしたい」「ボーナス返済が大変なので月々返済だけにしたい」等のご相談・ご要望がございましたら、何なりとお気軽にお申し付けください。

上記の方針をお客様にご理解頂くべく、随時、訪問によりお客様へ説明させて頂いております。今後としんえいはお客様から何でもご相談頂ける関係を目指してまいります。お客様から「信頼頂けるパートナー」として、今後もお愛顧頂けますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、お客様の金融円滑化のご相談は、本部または各営業店でお受けしております。

以 上